



お知らせ

記者発表資料

平成27年9月4日

- 同時発表先: 合同庁舎記者クラブ、鳥取県政記者会、島根県政記者会
岡山県政記者クラブ、広島県政記者クラブ、山口県政記者会
山口県政記者クラブ、山口県政滝町記者クラブ、中国地方建設記者クラブ

10月は「住生活月間」です！

(中国地方各地で「住生活月間」関連行事が行われます。)

国土交通省では、ゆとりある住生活の実現を図るため毎年10月に「住生活月間」を実施し、国民の住意識向上の啓発活動を推進しています。

近年の震災や環境意識を踏まえ、関係団体のご協力のもと、耐震及び省エネの必要性や住まいに関する展示、専門家による無料相談や体験型のイベント等地域に応じた行事を通じて、本年も住生活の向上に役立つ情報を提供します。

●中国地方の主な行事<一覧表は別紙1をご覧ください>

- 【鳥取県】 木の住まいフェア
- 【島根県】 住宅に関する耐震対策講座
- 【岡山県】 岡山マンション管理基礎セミナー
- 【広島県】 住まいの情報プラザ
- 【山口県】 2015 やまぐち住宅フェア

●「住生活月間」については別紙2のとおりです。

<問い合わせ先> 中国地方整備局 082-221-9231(代表):(平日・昼間)

建政部 都市・住宅整備課長 しまむら やすあき 島村 泰彰 (内線6161)

【担当】建政部 都市・住宅整備課課長補佐 すぎもと けんじ 杉本 憲司 (内線6182)

【広報担当窓口】 広報広聴対策官 ひらかわ まさふみ 平川 雅文 (内線2117)

企画部 環境調整官 た お かずなり 田尾 和也 (内線3114)

平成27年度「住生活月間」地方公共団体関連行事予定 (10月実施分のみ)

| 都道府県 | 期 間 | 行 事 名 称 | テ ー マ | 主 催 | 後援(予定含む) | 行 事 概 要 |
|------|--------------|------------------|--------------------------------------|---|---|--|
| 鳥取県 | 10/25 | 木の住まいフェア(中部) | 地域に根ざした家造り(木造住宅の普及活動と県産材の利用拡大) | 一般社団法人鳥取県木造住宅推進協議会(中部支部) (共催)国土交通省 | | 地域に根ざした伝統的な木造軸組構法による住まいづくり及び県産材の利用拡大を目的に、パネル等の展示やリフォーム・耐震等に関する無料の相談等を行う。また、子ども向けに木工教室等の体験型イベントを実施する。 |
| 島根県 | 10/9, 22 | 住宅に関する耐震対策講座 | 地震防災、減災、住宅に関する耐震対策について | 島根県 | — | 耐震対策講座をテーマに講演会 |
| | 10/3, 14, 20 | 住宅省エネルギー施工技術者講習会 | 住宅省エネルギー講習会 | 島根県住宅振興協議会 | — | 技術者向けの住宅省エネルギー施工についての講習会 |
| 岡山県 | 10/25 | 岡山マンション管理基礎セミナー | 安全・安心で快適なマンションライフを実現するために | 岡山県、岡山市、倉敷市、(公財)マンション管理センター (共催)国土交通省 | (一社)マンション管理業協会、(独)住宅金融支援機構中国支店 | マンションの区分所有者や管理組合等を対象に、講演等を通してマンション管理に必要な知識の普及、啓発を図る。 |
| 広島県 | 10/9 | マンション管理セミナー | マンション管理の基礎から具体的なトラブル解決方法まで、専門家が情報提供! | ひろしま住生活月間実行委員会 (共催)ひろしま住まいづくり支援ネットワーク、広島県空き家対策推進協議会、広島県木造住宅生産体制強化推進協議会 | NHK広島放送局、中国新聞社、中国放送、広島テレビ、広島ホームテレビ、テレビ新広島、広島エフエム放送、NPO法人広島県マンション管理組合連合会、NPO法人マンション管理ネットワーク、広島県マンション管理士会、(一社)マンション管理業協会、(公財)マンション管理センター、広島市教育委員会 | ・マンション管理の基本的事項 ・マンションの大規模修繕計画 ・マンショントラブルの解決法 |
| | 10/17, 18 | 住まいの情報プラザ | 未来へつながる!子どもと一緒にエコライフ | 同上 | 同上 | ・模型住宅等で耐震を体験できる各種展示 ・エコを比較体験できる各種展示 ・ちびっこ工務店 ・建築士による住宅相談 ・空き家に関する相談 ・住宅に関する情報提供 ・住まいづくりに関するクイズ |

| 都道府県 | 期 間 | 行 事 名 称 | テ ー マ | 主 催 | 後援(予定含む) | 行 事 概 要 |
|------|-----------|--------------------------------|------------------------|--------------------|----------|---|
| 広島県 | 10/18 | 住宅相談 | — | 同上 | 同上 | ・弁護士による住まいに関する法律相談 ・建築士によるリフォーム、耐震化など住まいづくりの相談 |
| | 10/4 | はつかいち環境フェスタ2015(予定) | 安全・安心の住まいづくりを応援します(予定) | 廿日市市 | — | 市が実施している住宅関係の補助、融資制度を紹介する。併せて住宅の耐震化に関する知識の習得及び意識啓発を図る。 |
| | 10/14~16 | 庄原市住生活パネル展 | 土砂災害警戒区域について | 庄原市 | — | ・各種補助制度の案内、パンフレット配布 ・土砂災害警戒区域図等パネル展示 |
| | 10/17, 18 | 住宅リフォーム相談会 | — | 福山市, 福山市社会福祉協議会 | — | 第39回ふれあい福祉まつりにおいて広島県建築士会福山支部の協力により住宅リフォーム相談会を開催する |
| | 10/18 | 住宅相談会 | 住まいに関する何でも相談 | 広島県建築士会尾道支部, 尾道市 | — | ・福祉まつりの一環として開催 ・尾道市職員, 消防職員及び広島県建築士会尾道支部会員が協力し, 住宅に関する相談会を開催 ・住宅模型・広報用DVDを使用し, 住宅の耐震化についてPR ・尾道市木造住宅耐震診断, 改修費補助事業についてPR ・子育て支援住宅リフォーム補助事業についてのPR ・住宅用火災報知器についてのアンケート |
| | 10/19~30 | パネル展示 住まいのリフォーム事例集(仮題) | 耐震・バリアフリー改修等の事例を広く周知する | 東広島市 | — | 耐震, バリアフリー改修等の事例に関するパネル展示 |
| | 10/8~12 | 地域材住宅等普及展示会 | — | 広島県木造住宅生産体制強化推進協議会 | — | ・木造建築物の模型展示 ・シンポジウム |
| | 10/13 | 「地域産木材+人材」を活用した木造建築物設計のための基礎講座 | 地域材を活用できる人材の育成 | 広島県木造住宅生産体制強化推進協議会 | — | ・木構造に関する基礎講座 |
| | 10/3 | 県産材利用住宅見学会 | 森の木が家になるまで | 広島県木造住宅生産体制強化推進協議会 | — | 広島の森に育った原木が家になるまでの工程に沿った見学を実施し, 伝統工法による住宅を見学する |

| 都道府県 | 期 間 | 行 事 名 称 | テ ー マ | 主 催 | 後援(予定含む) | 行 事 概 要 |
|------|-----------------|---------------|-------------------------------|--------------------|---|--|
| 広島県 | 10/18 | 木材活用イベント | — | 広島県木造住宅生産体制強化推進協議会 | — | <ul style="list-style-type: none"> ・地域材利用に関するパネル展示 ・子どもを対象とした木の迷路 |
| 山口県 | 10/24～ 10/25 | 2015やまぐち住宅フェア | 広げる・続ける 住まいる(スマイル) やまぐち | 山口県ゆとりある住生活推進協議会 | 国土交通省 山口県 (独)住宅金融支援機構中国支店 (公財)住宅リフォーム・紛争処理センター | <ul style="list-style-type: none"> 住まいに関する展示 住まいに関するイベント 住情報の提供 |



○平成27年度「住生活月間」について

1. 目的及び意義

本格的な少子高齢社会、人口・世帯減少社会が到来する中、住宅の「量」の確保を図る政策から、住宅ストックの「質」の向上を図る政策への本格的な転換を図るため、平成18年6月に「住生活基本法」(平成18年法律第61号)が制定されました。

また、同法の制定を受け、同年9月には「住生活基本計画(全国計画)」(平成18年9月16日閣議決定)が策定され、更に、平成23年3月には、社会経済情勢の変化及び施策の効果に対する評価を踏まえ、新たな「住生活基本計画(全国計画)」(平成23年3月15日閣議決定)が策定されました。

住生活基本法の目的とする、国民の豊かな住生活を実現するためには、国・地方公共団体、民間事業者、居住者等の様々な主体が相互に連携・協力することが必要です。

また、国民一人ひとりが住宅の品質・性能やその維持管理、リフォーム等に関する必要な知識を持ち、市場において適切な選択を行うとともに、地域における良好な居住環境の形成に関して積極的な役割を果たしていくことが求められます。

これまで、豊かな住生活の実現に資する総合的な啓発活動を推進するため、平成元年から毎年10月を「住宅月間」と定め、関係団体により構成される実行委員会を中心に各種行事を実施してまいりましたが、平成19年度には、前述の「住生活基本法」の制定及び「住生活基本計画(全国計画)」の趣旨を踏まえ、「住宅月間」の名称を「住生活月間」に改め、より広範な関係機関・団体の参加を得て、総合的な啓発活動を展開してまいりました。

今年度も、国民の豊かな住生活の実現を図るため「住生活月間」を実施し、シンポジウム、住宅フェア等を通じて、国民の住生活の向上に役立つ様々な情報を提供いたします。

2. 期 間 平成27年10月1日(木)～10月31日(土)まで

3. 関係行事の実施機関

国土交通省、地方公共団体、住生活月間実行委員会、住生活月間中央イベント実行委員会など